

京都大学創立百二十五周年記念事業委員会要項等新旧対照表

改 正 前	改 正 後					
<p style="text-align: center;">京都大学創立百二十五周年記念事業委員会要項 (平成25年12月10日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>第2 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 総長 (2) 理事(非常勤の理事を除く。) (3) 総長が指名する副理事 (4) 副学長(第2号に掲げる者を除く。) (5) 研究科長 (6) 附置研究所の長 (7) 医学部附属病院長 (8) 放射線生物研究センター長、生態学研究センター長、地域研究統合情報センター長、フィールド科学教育研究センター長、こころの未来研究センター長及び野生動物研究センター長のうちから総長が指名するもの 1名 (9) 国際高等教育院長、環境安全保健機構長、国際交流推進機構長、情報環境機構長、図書館機構長及び産官学連携本部長 (10) 物質 細胞統合システム拠点長  (11) その他部局長のうちから総長が指名するもの 1名 (12) 総長が指名する事務本部の部長 (後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学研究連携基盤要項 (平成27年3月25日総長裁定)</p> <p>(前 略)</p> <p>第2 基盤は、次の各号に掲げる業務を行う。</p> <p>(1) 研究所等(別表に掲げるものをいう。以下同じ。)の連携の強化及び支援に関すること。 (2) 本学における学際的研究の推進及び支援に関すること。 (3) 研究所等における研究者育成の推進及び支援に関すること。 (中 略)</p> <p>別表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>物質 - 細胞統合システム拠点</td> </tr> </table>	(略)	物質 - 細胞統合システム拠点	<p style="text-align: center;">第2</p> <p>(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8)</p> <p style="text-align: right;">(同 左)</p> <p>(9) 国際高等教育院長、環境安全保健機構長、情報環境機構長、図書館機構長、産官学連携本部長及び国際戦略本部長 (10) 物質 細胞統合システム拠点長及び高等研究院長 (11) (12)</p> <p style="text-align: right;">(同 左)</p> <p style="text-align: center;">第2</p> <p>(1) (2) (3)</p> <p style="text-align: right;">(同 左)</p> <p>別表</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">(同 左)</td> </tr> <tr> <td>物質 - 細胞統合システム拠点</td> </tr> <tr> <td>高等研究院</td> </tr> </table>	(同 左)	物質 - 細胞統合システム拠点	高等研究院
(略)						
物質 - 細胞統合システム拠点						
(同 左)						
物質 - 細胞統合システム拠点						
高等研究院						

改正前	改正後
<p>京都大学総合専門業務室要項 (平成22年3月9日総長裁定)</p> <p>(前略)</p> <p>第3 総合専門業務室に、室員として、専任又は兼任の首席専門業務職員、上席専門業務職員、主任専門業務職員又は専門業務職員を置くことができる。</p> <p>2 室員は、部局(各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。以下この項において「組織規程」という。))第3章第7節から第11節までに定める施設等をいう。)をいい、組織規程第52条第1項の部局事務部等を含む。)事務本部又は共通事務部において高度な知識・経験等を必要とする専門的業務に従事する。</p> <p>(後略)</p>	<p>第3 (同左)</p> <p>2 室員は、部局(各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。以下この項において「組織規程」という。))第3章第7節から第11節までに定める施設等をいう。)をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。)事務本部又は共通事務部において高度な知識・経験等を必要とする専門的業務に従事する。</p>
<p>京都大学事務委任等規程 (昭和45年10月31日総長裁定)</p> <p>(前略)</p> <p>第2条 この規程において「部局」とは、各研究科等(各研究科、各附置研究所、医学部附属病院、附属図書館、各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。以下この項において「組織規程」という。))第3章第7節から第11節まで(第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。))に定める施設等をいう。)をいい、組織規程第52条第1項の部局事務部等を含む。)及び各共通事務部をいう。</p> <p>2～8 (略)</p> <p>(後略)</p>	<p>第2条 この規程において「部局」とは、各研究科等(各研究科、各附置研究所、医学部附属病院、附属図書館、各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。以下この項において「組織規程」という。))第3章第7節から第11節まで(第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。))に定める施設等をいう。)をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。)及び各共通事務部をいう。</p> <p>2～8 (同左)</p>
<p>京都大学国際交流推進機構日本語研修生要項 (平成13年7月17日総長裁定)</p> <p>第1 この要項は、日韓共同理工系学部留学生事業実施要項(平成12年8月1日文部省学術国際局長裁定。以下「実施要項」という。)に定めるもののほか、日韓共同理工系学部留学生事業による日本語研修生に関し、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>京都大学国際高等教育院附属日本語・日本文化教育センター日本語研修生要項 (平成13年7月17日総長裁定)</p> <p>第1 (同左)</p>

改 正 前	改 正 後
<p>第2 実施要項第7の規定による予備教育は、<u>国際交流推進機構</u>が行う。</p> <p>第3 予備教育の期間中の留学生は、日本語研修生として、<u>国際交流推進機構</u>において受け入れる。</p> <p>第4 <u>国際交流推進機構長</u>は、あらかじめ関係学部長と協議して、第3の受入を許可するものとする。</p> <p>第5 予備教育の期間は6月間とし、その開始時期は10月とする。</p> <p>第6 日本語研修生は、本学の関係諸規程を遵守し、<u>国際交流推進機構長</u>が定める研修方法に従い、研修を行うものとする。</p> <p>第7 <u>国際交流推進機構長</u>は、予備教育を修了した日本語研修生に修了証書を交付する。</p> <p>第8 本要項に違背した者又は疾病その他の事由により研修の見込がない者に対しては、<u>国際交流推進機構長</u>が第4の許可を取り消すことがある。</p> <p>第9 この要項に定めるもののほか、日本語研修生の予備教育その他に関し必要な事項は、<u>国際交流推進機構長</u>が定める。</p>	<p>第2 実施要項第7の規定による予備教育は、<u>国際高等教育院附属日本語・日本文化教育センター</u>(以下「<u>センター</u>」という。)が行う。</p> <p>第3 予備教育の期間中の留学生は、日本語研修生として、<u>センター</u>において受け入れる。</p> <p>第4 <u>センターの長</u>は、あらかじめ関係学部長と協議して、第3の受入を許可するものとする。</p> <p>第5 (同 左)</p> <p>第6 日本語研修生は、本学の関係諸規程を遵守し、<u>センターの長</u>が定める研修方法に従い、研修を行うものとする。</p> <p>第7 <u>センターの長</u>は、予備教育を修了した日本語研修生に修了証書を交付する。</p> <p>第8 本要項に違背した者又は疾病その他の事由により研修の見込がない者に対しては、<u>センターの長</u>が第4の許可を取り消すことがある。</p> <p>第9 この要項に定めるもののほか、日本語研修生の予備教育その他に関し必要な事項は、<u>センターの長</u>が定める。</p>
<p>国立大学法人京都大学が実施する会議等における飲食費支出基準 (平成25年3月1日総長裁定)</p>	
<p>(前 略) (支出手続)</p>	<p>(支出手続)</p>
<p>第5条 飲食費の支出を求める教職員(以下「実施責任者」という。)は、会議等の開催前に飲食費支出伺(様式1)を部局等(各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。以下「組織規程」という。)第3章第7節から第11節まで(第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。)に定める施設等をいい、組織規程第52条第1項の部局事務部等を含む。)並びに事務本部の各部及び各共通事務部をいう。)の長に提出するものとする。ただし、会議等の開催前に飲食費支出伺を提出できない特別の理由がある場合には、会議等の終了後にその理由を付記した飲食費支出伺を部局等の長に提出するものとする。</p>	<p>第5条 飲食費の支出を求める教職員(以下「実施責任者」という。)は、会議等の開催前に飲食費支出伺(様式1)を部局等(各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。以下「組織規程」という。)第3章第7節から第11節まで(第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。)に定める施設等をいい、組織規程第56条第1項の部局事務部等を含む。)並びに事務本部の各部及び各共通事務部をいう。)の長に提出するものとする。ただし、会議等の開催前に飲食費支出伺を提出できない特別の理由がある場合には、会議等の終了後にその理由を付記した飲食費支出伺を部局等の長に提出するものとする。</p>
<p>2～3 (略) (後 略)</p>	<p>2～3 (同 左)</p>

改正前	改正後
<p>京都大学における外国語コースを履修する外国人留学生に係る授業料の免除に関する規程 (平成23年3月28日総長裁定)</p> <p>(前略) (選考等)</p> <p>第4条 授業料の免除の決定は、<u>国際交流推進機構協議会(京都大学国際交流推進機構規程(平成17年達示第11号)第4条に定めるものをいう。以下同じ。)</u>の議を経て、総長が行う。</p> <p>2 前条第1項の規定による授業料の免除の願い出に対し決定がなされたときは、<u>国際交流推進機構長</u>は、学部留学生の場合にあっては当該学部の長を、大学院留学生の場合にあっては当該研究科の長を経て、その旨を出願者に通知する。 (免除がなされなかった授業料の納付)</p> <p>第5条 (略) (授業料の免除の取消し)</p> <p>第6条 授業料の免除を不正の方法により受けた者に対しては、総長は、<u>国際交流推進機構協議会</u>の議を経て、当該授業料の免除を取り消す。</p> <p>2 前項の規定により授業料の免除を取り消された者は、授業料の全額を直ちに納めなければならない。 (後略)</p>	<p>(選考等)</p> <p>第4条 授業料の免除の決定は、<u>国際教育委員会</u>の議を経て、総長が行う。</p> <p>2 前条第1項の規定による授業料の免除の願い出に対し決定がなされたときは、<u>学生担当の理事</u>は、学部留学生の場合にあっては当該学部の長を、大学院留学生の場合にあっては当該研究科の長を経て、その旨を出願者に通知する。 (免除がなされなかった授業料の納付)</p> <p>第5条 (同左) (授業料の免除の取消し)</p> <p>第6条 授業料の免除を不正の方法により受けた者に対しては、総長は、<u>国際教育委員会</u>の議を経て、当該授業料の免除を取り消す。</p> <p>2 (同左)</p>
<p>京都大学における外国の政府、公的機関等が実施する留学生制度による外国人留学生に係る授業料の免除に関する規程 (平成25年1月30日総長裁定)</p> <p>(前略) (選考等)</p> <p>第4条 授業料の免除の決定は、<u>国際交流推進機構協議会(京都大学国際交流推進機構規程(平成17年達示第11号)第4条に定めるものをいう。以下同じ。)</u>の議を経て、総長が行う。</p> <p>2 前条第1項の規定による授業料の免除の願い出に対し決定がなされたときは、<u>国際交流推進機構長</u>は、当該研究科の長を経て、その旨を出願者に通知する。 (授業料の免除の取消し)</p> <p>第5条 第1条第1号又は第2号に掲げる外国の政府、公的機関等により外国政府等留学生の資格を取り消された者に対しては、総長は、<u>国際交流推進機構協議会</u>の議を経て、当該授業料の免除を取り消す。</p>	<p>(選考等)</p> <p>第4条 授業料の免除の決定は、<u>国際教育委員会</u>の議を経て、総長が行う。</p> <p>2 前条第1項の規定による授業料の免除の願い出に対し決定がなされたときは、<u>学生担当の理事</u>は、当該研究科の長を経て、その旨を出願者に通知する。 (授業料の免除の取消し)</p> <p>第5条 第1条第1号又は第2号に掲げる外国の政府、公的機関等により外国政府等留学生の資格を取り消された者に対しては、総長は、<u>国際教育委員会</u>の議を経て、当該授業料の免除を取り消す。</p>

改正前	改正後
<p>2 前項の規定により入学後に授業料の免除を取り消された者は、当該学期の授業料の全額を直ちに納めなければならない。 (後略)</p> <p>京都大学における留学生コースを履修する外国人留学生に係る入学料の免除に関する規程 (平成27年6月26日総長裁定)</p> <p>(前略) (選考等)</p> <p>第4条 入学料の免除の決定は、<u>国際交流推進機構協議会(京都大学国際交流推進機構規程(平成17年連示第11号)第4条に定めるものをいう。以下同じ。)</u>の議を経て、総長が行う。</p> <p>2 前条第1項の規定による入学料の免除の願い出に対し決定がなされたときは、<u>国際交流推進機構長</u>は、学部留学生の場合にあっては当該学部の長を、大学院留学生の場合にあっては当該研究科の長を経て、その旨を出願者に通知する。 (免除がなされなかった入学料の納付)</p> <p>第5条 (略) (入学料の免除の取消し)</p> <p>第6条 入学料の免除を不正の方法により受けた者に対しては、総長は、<u>国際交流推進機構協議会</u>の議を経て、当該入学料の免除を取り消す。</p> <p>2 (略) (後略)</p>	<p>2 (同左)</p> <p>(選考等)</p> <p>第4条 入学料の免除の決定は、<u>国際教育委員会</u>の議を経て、総長が行う。</p> <p>2 前条第1項の規定による入学料の免除の願い出に対し決定がなされたときは、<u>学生担当の理事</u>は、学部留学生の場合にあっては当該学部の長を、大学院留学生の場合にあっては当該研究科の長を経て、その旨を出願者に通知する。 (免除がなされなかった入学料の納付)</p> <p>第5条 (同左) (入学料の免除の取消し)</p> <p>第6条 入学料の免除を不正の方法により受けた者に対しては、総長は、<u>国際教育委員会</u>の議を経て、当該入学料の免除を取り消す。</p> <p>2 (同左)</p> <p>附則 この要項は、平成28年4月1日から実施する。</p>